- 1 案件番号 K4-45
- 2 案件名 サーバ統合化基盤(二次・三次稼働分)更新対応業務委託

(共通基盤・UTM・申請管理)

- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方

住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地 社名 日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

今回移行する共通基盤・UTM・申請管理のシステムは、サーバ統合化基盤に搭載されています。当該サーバ統合化基盤の更新に際し、新しいサーバ統合化基盤に移行による、動作確認等の対応作業が発生します。

該当の作業については、移行するシステムの構築事業者である日本電気株式会社しか実施できません。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結をおこない ます。

7 問合わせ先

課名:情報政策課 内線:4703

1 案件番号 K13-30

2 案 件 名 令和6年度 市民税・県民税・森林環境税税額通知書等の印刷、印字

及びシール貼付業務委託

3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内

4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)5月31日まで

5 契約相手 住所:東京都板橋区板橋1丁目53番地2号 TM21ビル

社名:株式会社 TLP

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号該当 宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

宝契第 67 号により入札をおこないましたが、応札者が上記の 1 者の みで不調となりました。作業日程より取り急ぎ契約をする必要がある ため、上記事業者と特名随意契約を結びます。

7 問い合わせ先

市民税課 内線:2447

1 案件番号 K13-31

2 案件名 森林環境税課税対応に伴うシステム改修業務委託

3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内

4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)3月31日まで

5 契約相手方 住所:大阪市北区堂島浜1丁目2番1号

社名:株式会社 日立システムズ関西支社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項<u>2</u>号該当 宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本件は現在使用している税務基幹システムに対する改修業務であり、税務基幹システムの賃貸借契約を締結している上記業者以外が作業を行うことは難しく、また上記業者に委託することで、効率的かつ安定的に作業を行うことができるため。

7 問合わせ先 市民税課 内線:2446

1 案件番号 健福生委 - 1 1

2 案件名 生活保護システム改修業務委託(被保護者調査に関する調査項目の追

加等対応)

3 案件場所 宝塚市東洋町地内

4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)3月31日

5 契約相手方

住所: 秋田市南通築地15-32

社名: 北日本コンピューターサービス株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

システムに関する作業等については、現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外は当業務の実施ができないため

7 問合わせ先

課名: 生活援護課 内線:2618

- 1 案件番号 C4-8
- 2 案件名 し尿等収集運搬処理業務委託(単価契約)
- 3 案件場所 宝塚市 下佐曾利字川尻外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和9年(2027年)9月30日
- 5 契約相手方

住所:大阪府南河内郡河南町大字一須賀453-1

社名:八光海運 株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 ___2 号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

県内に処理場を有する事業者の内、他市の一般廃棄物(し尿)の受入れが可能で、かつ、 当市の一般廃棄物(し尿)を長期間搬送し、処理できる能力を有するのは唯一上記の者し かいないため。

7 問合わせ先

課名: 管理課

1 案件番号 C 2 - 1 0

2 案件名 蒸気タービン点検整備委託

3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内

4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)3月30日

5 契約相手方

住所:尼崎市西向島町93番地の3

社名:新日造エンジ株式会社 関西営業所

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2 号該当

宝塚市契約規則 第20条1項該当ただし書該当

(指定理由)

本委託契約は、本市施設専用に設計された設備の整備であり、整備をするにあたっては、設備の性能、特性、機能及び同じ方式の他プラントでの故障状況を熟知している必要があります。

また、製造後30年以上を経て、部品供給がままならない状況で、全休炉中の短期で整備を 完了しなければならず、そのためには、設備の製造メーカー若しくはその整備業者と契約しな ければ、契約の目的を達成することができません。

よって、本件は、設備の製造メーカー指定の保守業者である上記相手方を指定します。

7 問合わせ先

課名: 管理課 内線: 8288

- 1 案件番号 CR-28
- 2 案件名 蒸気タービン軸移動計他補修
- 3 案件場所 宝塚市 小浜 1 丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)2月28日
- 5 契約相手方

住所:尼崎市西向島町93番地の3

社名:新日造エンジ株式会社 関西営業所

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2 号該当

宝塚市契約規則 第20条1項該当ただし書該当

(指定理由)

本委託契約は、本市施設専用に設計された設備の整備であり、整備をするにあたっては、設備の性能、特性、機能及び同じ方式の他プラントでの故障状況を熟知している必要があります。

また、製造後30年以上を経て、部品供給がままならない状況で、全休炉中の短期で整備を 完了しなければならず、そのためには、設備の製造メーカー若しくはその整備業者と契約しな ければ、契約の目的を達成することができません。

よって、本件は、設備の製造メーカー指定の保守業者である、上記相手方を指定します。

7 問合わせ先

課名: 管理課 内線: 8288

- 1 案件番号 C2-8-2
- 2 案件名 共通設備等点検整備委託
- 3 案件場所 宝塚市 小浜 1丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方

住所:大阪市西区土佐堀1丁目3番20号 三菱重工大阪ビル 社名:三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

当該機器は本市施設専用に設計されたプラント設備であり、点検整備にあたっては、プラントの性能、仕様、機能を熟知し、同形式プラントの点検整備を行った経験等のノウハウを生かす必要があります。

また、施設自体が古く、点検整備時に追加整備が必要な場合も多く、限られた停止期間内に部品を調達し、完全な整備を行うことができるのは設備の設計建設を行ったプラント製造業者のメンテナンス会社しかありません。

以上のことから当該焼却炉を設計建設した三菱重工業株式会社のメンテナンス会社で当施設を含め多数の整備実績のある三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との特名随意契約を行う。

7 問合わせ先

課名: 管理課 内線:8288

1 案件番号 T 3 4 - 9

2 案件名 鳥獣被害集落自立サポート支援事業委託

3 案件場所 宝塚市 下佐曽利外 地内

4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)3月31日

5 契約相手方

住所: 兵庫県加古川市上荘町薬栗 27-1

社名: 株式会社 一成

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該事業者は、令和4年度から下佐曽利地区、境野地区、切畑地区での調査や集落への研修を行っており、現地の柵の設置状況、有害鳥獣駆除に携わる方の体制等を熟知しており、引き続き現地での調査・指導を行うことで、各集落の鳥獣被害対策のステップアップを推進する必要がある。

また、令和3年度、令和4年度と当事業において5集落の調査や指導を行っており、今回新たに2集落が参加するが、それぞれの集落の状況に応じて適切な指導を行うことが見込まれる。

以上2点により、株式会社一成が本事業の委託業者としてふさわしい。

7 問合わせ先

課名:農政課 内線:2525